解散公告

当社は、平成二十一年六月十五日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

東京都板橋区坂下三丁目六番一号

理研化学株式会社

清算人　山崎富美夫

解散公告

当社は、平成二十一年六月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

東京都品川区西五反田七丁目九番二号

株式会社コーワテクノス

代表清算人　鈴木　英行

解散公告

当社は、平成二十一年六月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

長野県長野市大字鶴賀権堂町二二一〇番地

ラオックスヒナタ株式会社

代表清算人　竹下　洋史

解散公告

当社は、平成二十一年五月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

三重県伊賀市蓮池二二四七

有限会社実養産業

代表清算人　瀧本　謙二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目四番一四号

新大同海運株式会社

代表清算人　佐伯　耕三

解散公告

当社は、平成二十一年六月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

福岡市博多区博多駅前三丁目一〇番二四号

有限会社経営経理情報サービス

清算人　渡邊　寛信

解散公告

当社は、平成二十一年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

長崎県南島原市加津佐町己三六九〇番地五

有限会社愛宕デンタルラボラトリー

清算人　渡邉　尚海

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月二十六日開催の通常総会の決議により平成二十一年五月三十一日を以って解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

北海道岩見沢市日の出町四四番地

社団法人岩見沢地方競馬協会

代表清算人　本山　有里

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月二十八日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

宮城県仙台市青葉区錦町一丁目三番九号

特定非営利活動法人仙台市スポーツ連盟

清算人　佐藤　寛

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十一年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

群馬県沼田市西原新町五三番地

財団法人西原新町会館

代表清算人　小林　一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月三十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

静岡県富士市今泉三八二七番地の三四

特定非営利活動法人コミュニティシンク

タンクふじ

清算人　兒嶋　準一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年五月一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

長崎県西彼杵郡長与町三根郷五二番地二六

特定非営利活動法人らくらく介護支援協会

清算人　三島　正夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年六月三十日

横浜市南区宮元町一丁目一一番地落合ビル三〇二号

特定非営利活動法人地球環境保全を考える会

清算人　落合　裕介

申出先　横浜市中区弁天通三丁目三九番地七〇二号室

清算人代理人弁護士　杉崎　明

同　松嶋　未玲